

◎市外から移住した方限定◎

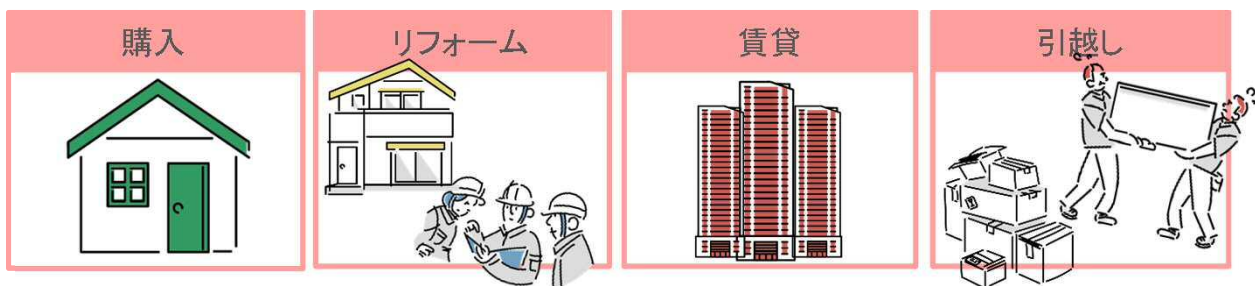
住宅取得や引越しなどにかかった費用を 最大100万円補助します

ハマライフ 住宅取得費等補助金

対象者

- ・令和3年4月1日以降に市外から市内に移住した方
- ・ご夫婦等(共に50歳未満)で移住した方
- ・市内に移住した日から2年以内の方
- ・移住する前の10年間のうち通算5年以上、市外に居住していた方
- ・居住地の自治会に加入している方
- ・ご夫婦等の所得の合計が1,000万円以下の方
- ・取得した住宅または市内の賃貸住宅に5年以上居住する意思がある方 など

対象経費



申請締切 令和5年2月28日(火)

注意事項

補助金は、浜松市への定住を目的として交付します。
5年以内に対象住宅から転居等した場合には、全額返金していただきます。

お問合せ先

浜松市役所市民部市民協働・地域政策課
〒430-8652 浜松市中区元城町103-2
電話:053-457-2243
メール:shiminkyodo@city.hamamatsu.shizuoka.jp

詳細は浜松市移住促進HP
「はじめよう、ハマライフ」で!



【制度の概要】

■ 対象住宅

- ・居室、寝室及び浴室、洗面所、台所、トイレの設備を有する建築物

■ 対象経費

以下の対象経費の2分の1以内で、上限100万円を支給します。

対象経費	新築・取得費用	・新築住宅の工事費 ・建売・中古・分譲マンション等の購入費 ただし、家具家電等、独立した備品の購入費は除く
	増築・改修費用	・居住部屋、浴室、洗面所、台所、トイレ、玄関の増設 または改修工事費 ・間取り変更工事費 ・外壁、屋根の改修工事費 ・排水設備、電気設備、給湯設備等の改修・設置工事費 ・床、内装、天井等の改修工事費
	住宅賃借費用	・仲介手数料 ・敷金（退去修繕費、クリーニング費用、鍵交換費用を含む） ・礼金 ・保証金（保証委託料、保険料を含む） ・共益費1ヶ月分 ・賃料1ヶ月分（駐車場使用料1か月分を含む）
	引越し移転費用	・引越し移転に要した経費のうち、引越業者または運送業者に支払った費用
	その他費用	・自治会費1年分（自治会入会金を含む） 下記に掲げるものは中山間地域内への移住のみ対象とする ・飲料水の供給を受ける際にかかる初期費用（公共水道は除く） ・地上デジタル放送等の共聴施設管理組合等にかかる初期費用

■ 返還の規定

- ・虚偽の申請等をした場合
- ・補助金の申請日から5年を経過する前に補助対象世帯員全員が市外に転出した場合
- ・補助金に関する報告及び立入調査に応じない場合

■ 補助金支給までのスケジュール

